

臨時開庁日の届け出

届け出	担当
住民異動届、戸籍届出の受け付け、証明書の発行（税務諸証明を除く）、国民年金加入者の住所変更、印鑑登録、マイナンバーカード（個人番号カード）の交付など	戸籍住民課 ☎046(252)8083 ☎046(255)3550
母子健康手帳の交付、妊産婦健診費用補助券などの交付、出生連絡票の受理	健康づくり課 ☎046(252)7225 ☎046(255)3550
小児・障害者医療費助成に係る住所変更、後期高齢者医療制度被保険者の住所変更の書類受け付け	医療課 ☎046(252)7213 ☎046(252)7043
国民健康保険・国民年金に係る手続き	国保年金課 ☎046(252)7003 ☎046(252)7043
介護保険対象者の住所変更など	介護保険課 ☎046(252)7719 ☎046(252)8238
タクシー・ガソリン・バス券の交付手続き、障害者手帳の住所変更など（受け付けは、いずれも4月4日（土）のみ）	障がい福祉課 ☎046(252)7978 ☎046(252)7043
児童手当受給者の住所変更、児童ホームの入所申込など	子ども育成課 ☎046(252)7201 ☎046(255)5080
転入学受け付け（受け付けは、3月28日、4月4日いずれも土曜日のみ）	学校教育課 ☎046(252)8739 ☎046(252)4311

臨時開庁
忙しい春の手続きを便利に

担当 戸籍住民課
☎046(252)8083
☎046(255)3550

進学や就職、転勤などの理由で、住所変更などの届け出の機会が多くなる時期に、窓口での混雑緩和を目的として、3月21日、4月4日いずれも土曜日（一部窓口を臨時開庁します（出張所を除く）。混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってご来庁ください。届け出の内容によって、他市区町村への確認が必要のため、当日の処理ができません。通常の土曜開庁と開庁している課が異なりますのでご注意ください。

○臨時開庁 3月21日、4月4日いずれも土曜日 午前8時30分～正午
※3月28日、4月11日、25日いずれも土曜日は通常通り土曜開庁を実施します。なお、臨時開庁は通常の土曜開庁と開庁している課が異なりますのでご注意ください。

春の全国火災予防運動

「ひとつずつ いいね！で確認 火の用心」

市では、3月7日（土）まで春の全国火災予防運動を実施します。この期間に合わせて防火ポスター展、市内巡回広報、住宅用火災警報器設置状況調査を行います。なお、同期間で全国山火事予防運動、車両火災予防運動も実施します。消火器や住宅用火災警報器の取り扱いなどを確認し、火災予防について考えましょう。

小・中学生防火ポスター展

- とき 3月8日（日）まで
- ところ イオンモール座間 イベントスペース

◆住宅用火災警報器の設置と点検を

住宅火災での逃げ遅れでは死亡などの重大な被害が発生します。このような被害を防ぐため、熱や煙を感知し、音や音声などによって火災を知らせる「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられています。

◆電池切れの確認を

住宅用火災警報器設置の義務化から10年が経過しました。あらためて電池の確認をしましょう。

◆悪質な訪問販売にご注意を

消防署の職員が消火器や住宅用火災警報器の販売を行うことはありません。悪質な訪問販売にご注意ください。
※住宅用火災警報器の設置基準などについては担当へお問い合わせください。

担当 予防課 ☎046(256)2187 ☎046(256)3225

携行缶でのガソリンの購入

令和元年7月に京都市で発生した放火事件を受けて、関係省令が改正されました。携行缶でガソリンを購入する際に、本人確認（身分証の確認など）と使用目的の確認が必要になりましたのでご注意ください。

担当 予防課 ☎046(256)2187 ☎046(256)3225

3月に納めていただくのは

▽国民健康保険税（10期）▽介護保険料（10期）▽後期高齢者医療保険料（9期）
※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストアで納めてください。その他使用料などのご納付もお忘れなく。
※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。
※納期限を過ぎると、督促状を発送します。また、延滞金を納めていただく場合があります。
※毎月第2・第4土曜日午前8時30分～正午に、市役所で市税、国民健康保険税の納付窓口を開設しています。詳しくは収納課☎046(252)8021へ（国民健康保険税については国保年金課☎046(252)7003へ）。

上級救命講習

- とき 3月15日（日）午前9時～午後6時（午前8時45分から受け付け）
 - ところ 消防庁舎4階救急講習室（相武台1-48-1）
 - 内容 心肺蘇生法、自動体外式除細動器（AED）の使用、止血法習得、傷病者管理、外傷の手当要領、搬送法
※子ども連れでの参加はできません。
 - 対象 市内在住・在勤・在学で中学生以上の方
 - 定員 15人（申込順）
 - 持ち物 筆記用具、昼食
 - 申込方法 3月2日（月）から電話または直接担当へ
- 担当 消防管理課 ☎046(256)2214 ☎046(256)2215

3月の相談日（祝・休日を除く）※相談はいずれも無料です。

区分	とき	ところ
消費生活（訪問販売・多重債務など）	毎週月曜～金曜日午前9時30分～正午、午後1時～4時	☎046(252)8490（電話相談も可）
弁護士（面談のみ）	10日夜 11日 17日夜 18日 24日夜 25日	予約制（電話可） 市役所1階相談室 ※2日午前8時30分から今月分を受け付け、いずれも定員になり次第、締め切ります。なお、弁護士相談は1年度一人1回のみ（25分以内）、その他の相談は一人1回につき30分以内とさせていただきます。相談される要件をよく整理してお越しください。
行政書士（遺言書等作成）	12日 19日	毎月第2・第3木曜日午後1時30分～4時30分
交通事故司法書士（登記・少額訴訟）	17日 24日	毎月第3火曜日午後1時30分～4時 午後1時30分～4時30分
不動産（取引・契約）分譲マンション（近隣・管理組合）	26日 13日	毎月第4木曜日午後1時30分～4時30分 毎月第2金曜日午後1時30分～4時30分（12日まで受け付け）
市民一般	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午、午後1時～5時15分	担当 広聴人権課 ☎046(252)8218
人権擁護委員（近隣問題など）	10日	毎月第2火曜日午後1時30分～4時 ☎046(252)8087
ドメスティックバイオレンス	毎週月曜～金曜日午前9時～正午と午後1時～5時15分	市役所1階広聴人権課 担当 広聴人権課 ☎046(252)8483
駐留軍離職者	19日	毎月第3木曜日午前10時～午後3時 ふれあい会館2階会議室 担当 商工観光課 ☎046(252)7604
認知症	毎週月曜日午前10時～正午、午後1時～3時（電話のみ）	担当 介護保険課 ☎046(252)7084
社会福祉士（成年後見制度）	19日	奇数月第3木曜日午後1時30分～4時30分（予約制（電話可）。17日まで受け付け） 市役所4階4-1会議室 担当 福祉長寿課 ☎046(252)7127
障がい者就労支援	毎週月曜・火曜・木曜日午前10時～正午と午後1時～3時（予約制（電話可）） ぼむ出張相談毎月第3木曜日午前9時、10時30分（各一人で予約制（電話可））	市役所1階障がい福祉課 担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132
自立サポート相談	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	市役所1階生活支援課 担当 生活支援課 ☎046(252)8566
児童	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午と午後1時～5時15分（電話可）	市役所2階子ども政策課 担当 子ども政策課 ☎046(252)8026
ひとり親家庭	毎週月曜～金曜日午前9時30分～11時30分と午後1時～4時（予約制（電話可））	市役所2階子ども育成課 担当 子ども育成課 ☎046(252)7201
青少年	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	青少年センター1階青少年相談室 担当 青少年相談室 ☎046(256)0907
教育子どもいじめホットライン	毎週月曜～金曜日午前10時～午後4時 毎週月曜～金曜日午前8時30分～午後6時（電話のみ）	市役所5階教育研究所 担当 教育研究所 ☎046(259)2164
就学（障がい児対象）	毎週月曜～金曜日午前9時～正午 午後1時～4時（予約制（電話可））	市役所5階教育指導課 担当 教育指導課 ☎046(252)8732